

差別・同化・沖縄人

野 村 浩 也

一 「標準語」の差別性

ことばは、しばしば差別の道具となってきた。そして、ことばによる差別は「正しい日本語」「美しい日本語」のような言説によって正当化されてきた。近代沖縄においても、このようなことばをめぐる政治が展開してきたのである。あらかじめ差別が正当化されている場合、差別者は彼（女）自身の行為が差別であることを自覚しない。したがって、たとえば沖縄人についする「日本語」の強制が差別として語られることもまれであり、むしろ「近代化の恩恵をほどこす」といった「温情」として語られがちである。そのような押ししつけがましい傲慢な態度がとれることこそ差別者の特徴でもあろうが。

一八七九年の日本による琉球併合は、沖縄人にたいする「日本語」の強制の始まりでもあった。沖縄人は日本

への併合をみずから望んだわけではない。また、「日本語」の使用をみずから選択したわけでもない。したがつて、それは強制ということばが当てはまる事態であるが、言語の差が強制であるがゆえの困難を大きくしたと思われる。外間守善によると、「本土方言と琉球方言との差は、フランス語とイタリア語ぐらいに開いているといわれており、少なくとも英語とドイツ語との差以上に開いている」（外間 一九七七、一〇）。また、一九二五年生まれの作家大城立裕は「なにしろ沖縄方言の特殊性ときたら、本土の諸地方の方言どころではない。生まれてから沖縄方言で生活しているうちに、小学校にあがるときはじめて共通語を教わるのだが、ほとんど外国語のように感じた経験を、私も持っている」（大城 一九八七、六）と述べている。

言語間に差があるならば、「沖縄人の日本語学習も、

日本人の沖縄語学習も、けつして容易ではない」（関一九九〇、九五）はずである。だが、日本人が沖縄語の学習を強制されたという話は聞かない。にもかかわらず、沖縄人にたいしては「けつして容易ではない」とことばの習得が強制されたのだ。これは、沖縄人に一方的に困難もたらしたのであり、とても平等とよべる状態ではない。しかも、それはたまたま沖縄とよばれる地に生まれたといふことだけで負わされた困難なのであり、換言すればいわれなく被った不利益である。そして、「差別とは、特定の個人や集団を異質なものとして扱い、平等待遇を拒否し、不利益をもたらす行動のことである」（野村一夫一九九二、四四二）とするならば、これこそ差別ということばがふさわしい事態であろう。ことばの強制とは、すなわち、差別行為でもあるのだ。

ところで、ある言語の強制が正当化されるのは、その言語が他の言語よりも価値が高いとされ、すべての人があらかじめ規範とされるからであろう。そして、規範的な言語が「標準語」とよばれるとき、「方言」という価値をおとしめられた言語が生みだされる。つまり、わたしたちの社会は、このような言語間の価値の序列を有する社会なのである。もし規範的な「日本語」が「標準語」であるならば、それは「正しい日本語」であり、

たいする「方言」は「正しくない日本語」を含意してしまうであろう。そして、沖縄のことばもまた日本併合以降「方言」と名づけられ、「正しくない日本語」の位置へと追いやられていったのである。このような言語の序列がひきおこす問題のひとつは、たとえば、規範的で価値の高い言語を駆使できないとすれば、それはその人の努力や能力がたりないからだとして、個人の責任とみなされることが多いということである。また、規範とされる言語は話すことばにかぎられないから、このような見方は書きことばを駆使しない人にとってより深刻な問題となる。

だが、「標準語」「方言」等の言語間のちがいは個人の責任で存在するのではない。「方言」を話す人は、たまたま自分のことばが他のだれかによって「方言」と名づけられていて、自分で自分のことばを「方言」にしたのではない。また、仮にもともと「標準語」を話す人びとがいるとしても、おそらく彼（女）らは少數派であろう。だが問題は、そのような人びとはそもそも「標準語」を身につける努力をする必要がないということであり、その意味で生まれによる「特権」を享受するということである。また、かきことばの習得には多大な時間と労力それに一定の経済力が必要である以上、そ

の習得機会は貧困や差別といった個人の努力では解決が困難な事態によって簡単に奪われてしまう。つまり、「標準語」「方言」といったことばの序列は、そのなかに構造的な差別を含んでいるのだ。

したがって、規範とされる言語が駆使できないとしても、それを個人の責任の問題としてかたづけるわけにはいかない。また、「標準語」を身につけるために個人の努力が必要だとするならば、そのような努力を強いる構造こそが問題とされるべきであろう。なぜならそれは、余分な努力、本来不必要的努力かもしないのだから。このような問題設定を怠るとき、ことばによる差別は隠蔽され正当化されていく。そして、ことばを強制される個人の苦悩と傷を深めていくことになってしまなのだ。

言語間の価値の序列は、さらに深刻な問題をひきおこす。ことばは人間の身体をとおして話され、書かれる。手話言語や点字をみれば、このことはより明確であろう。つまり、ことばを人間の身体と切り離して考えることはできないのであり、あることばをつかうということはその人自身を表現する行為ともなるのだ。そのとき、その人のつかうことばにある種の価値が付与されているならば、ことばの使用はすぐさまその人の価値を表現することもなっていく。すなわち、価値の高いことばをつかうといふことは、それだけで価値の高い人とみなされる可能性が高くなるということであり、逆に、価値が低いとされることばしかつかえない人は、それだけで価値を低く見られがちとなるのだ。このことは、職業選択や他の人生の可能性に重大な影響をおよぼしていくのである。

二 排除としての差別

沖縄から日本「本土」へ渡った人びとは、長い間「職工入様。但し朝鮮人と琉球人お断り」というようなことばよって、困難や苦悩を強いられてきた。このことばは、「朝鮮人」や沖縄人を雇用機会から排除することを宣言することばである。つまり、「朝鮮人と沖縄人は雇う価値がない」と。これは人に不利益をもたらすのみならず、場合によつては生存すら脅かす行為であり、差別であることは明白であろう。だが、差別するがわは必ずしもその行為を差別と認識していたわけではなく、むしろ当然のこととみなしていたのではなかろうか。それは、第一に「雇う価値」のあるものとそうでないものとを選別することができるからである。もちろん選別という行為そのものも問題ではあるが、ここで問題にしたいのは、選別・排除の理由のひとつとして使用されたのがことばだったということである。たとえば、「沖縄人を雇

うことばの違いからコミュニケーションがうまくいかなくなる」と。したがって「仕事の障害になる」とつまり、それはことばという労働能力において沖縄人が劣っているという意味だったのであろう。

だが、はたして日本「本土」へ渡った沖縄人の多くにとって、ことばは本当に障害をひきおこすものだったのだろうか。日本政府は併合後の沖縄にほとんど政策らしいものを実行しなかったといわれるが、義務教育だけは例外であった。小学校就学率は一九〇七年時点で、男子九六・三六%、女子九〇・一六%、平均九二・八八%に達していた（安良城一九八九、二〇一）。日本政府は沖縄の地にはついに高等教育機関を設立することがなかったが、そのかわり初等教育には大いに力を入れたのである。その目的はもちろん「日本語」を強制的に徹底して教えこむことになり、また、その過程は沖縄語を禁止・弾圧・排除することと一体であった。そして、この学校教育による強制は短期間のうちに「効果」をあげ、沖縄人の日本語能力はかなり「向上」していたようである。明治から昭和初期にかけて活躍した沖縄の言論人太田朝敷が、「普通語奨励は置県当初より唱へられたものであるが、実は今日では最早仰々しく奨励する必要は毫も感じない。無教育の老人の外は誰でも必要さへあれば

相當に話し得る程度まで普及されてゐる」と述べたのは一九三一年刊行の著書においてである（太田一九三一、一九九三、一八五一六）。「普通語」とは学校教育で教えられた日本語つまり「標準語」のことであろうから、この時期の沖縄人がすでに一定の「標準語」能力を身につけていたと考えてもおかしくはないだろう。

ところで、沖縄人が労働者として日本「本土」に大量に流出し始めたのは一九二〇年代以降のことであり、就職等をめぐる差別が頻発するのもこのころからだと考えられる。だが、そのときすでに沖縄人が一定の日本語「標準語」能力を身につけていたとすれば、いかにしてことばを理由とする差別が可能となつたのであろうか。もちろん、「なまり」等を理由と考えることもできよう。しかし、「なまり」のある日本人はいくらでもいる。また、大都市であればあらゆる地域の人びとが移動していくのであり、あらゆる「なまり」がもちこまれるはずだ。そして、「なまり」がコミュニケーションの障害にならないケースはいくらでもあり、沖縄人のなまりだけが障害になつたとは考えにくい。それに、「なまり」があればすべて就職を断られたかというとけつしてそうではない。さらに、「なまり」のみならず、「方言」そのものを話しても差別されない場合がたくさんあることを考へ

れば、ことばが差別の理由にならない事例のほうが多いのではないか。

ここで重要なことは、コミュニケーションとはコミュニケーションをおこなう人びと相互の問題である、ということをいかに認識するかである。相互に理解し合うこと努力することによって、たいていのコミュニケーションが達成できるのである。また、相手が「外国语」しかつかわないとしても、わたしたちは身ぶりによる理解を試みることができるし、相手のことばを学ぶ努力をすることがある。ようするに、互いに理解し合おうといふ姿勢こそが、程度の差こそあれ、相互理解を可能とするのである。逆に、その姿勢がなければ通じることばも通じなくなると考えるべきだろう。

したがって、ことばが差別の理由とされる場合、ことばそのものよりも、ことばをつかって差別する人間の姿勢を問題にすべきである。おそらく、ことばが人間を差別するのではない。人間が、ことばをつかって差別するのだ。つまりこのことは、ことばそのものをいくらさぐってみても差別の原因はみつからないということを示唆する。したがって、たとえば沖縄人がしてきたように、いくら自分のことばを「標準語」に矯正しようとも差別そのものはなくならないだろう。

「『差別』とは本質的に『排除』行為である」といったのは江原由美子である。そして、「『排除』とはそもそも当該社会の『正当な』成員として認識しないということを意味する。それゆえ『差別』は差別者の側に罪悪感をいだかせない」（江原一九八五、八四）。沖縄人もまた日本社会の「正当な」成員とはみなされなかつたがゆえに雇用機会から排除されたのではあるまいか。では、なぜことばが差別の理由とされたのだろうか。ふたたび江原の説明を引用しよう。「すなわち、『排除』するために必要な他者の認知は最少でよい。『排除』すべきカテゴリーに属するか否かを知れば良いのであり、それ以上認知する必要はない」（江原一九八五、八四一五）。おそらく、沖縄人もあらかじめ排除すべきカテゴリーにくくられていたのであり、差別者があらかじめもつてゐる知識、すなわち沖縄人は排除カテゴリーに属するという知識が排除を決定したのである。

その場合、ことばは沖縄人を認知するための標識のひとつとしてのみ機能しており、コミュニケーションの障害になるかどうかなど実はまったく問題ではなかったのではないか。つまり、沖縄人を判断する標識さえあればよかつたのであり、たまたまことばがそのひとつとして利用されたにすぎないとということであろう。したがって、

ことばが利用できないとなれば、今度はことば以外のあらゆるものが標識とされていくにちがいない。

このように考えると、差別を克服するということは、いかに排除カテゴリーを脱構築するかという問題になってくるであろう。このことは、沖縄人がいかに「標準語」を身につけようとも、排除カテゴリーはなくならないとということを示唆する。そうなると差別がなくなる可能性もまた考えられなくなるであろう。仮に日本「本土」における就職差別はもう存在しないと考えたとしても、差別はかたちをかえて存在しつづけている。事実、日本領土内におけるアメリカ軍基地の七五%が沖縄に集中しているという差別は当分なくなりそうにない。基地の存在は、経済発展を阻害しているという点で高失業率の原因のひとつとなっている。それはかたちをかえた就職差別ではないのか。

三 差異という罠と同化

さて、本節で考えたいのは沖縄人が差別からの解放を目的としておこなった常識的な行為の問題点である。その行為は、差別からの解放という意図とは裏腹に、むしろ自己にたいする差別に自己自身を加担させ、結果的に差別構造の強化を促進したと思われる。ところで、こと

ばは差別の原因ではなく道具であるということは前に述べたが、ことばの差異が差別の原因であるという常識は強固に存在している。その常識は、ことばの習得や矯正によって差別は解消するという処方せんと結びつきがちである。

ことばは文化のひとつであり、ことばのちがいは文化的差異のひとつといえよう。沖縄人の多くが差別からの解放のためにとつてきた戦略は、このような文化的差異を消去することだったのだ。つまりこれは、文化的差異が差別の原因だとすることから選択された戦略である。換言すれば、文化的差異があるから差別されるということである。だが問題は、この考え方をおしすすめると「差異があれば差別されて当然」ということにもなってしまふということだ。

しかもこの戦略は、差別者と被差別者双方の文化的差異をお互いに消去していくこうというものではなかった。また、両者の文化を融合させることで差異を縮めていくこうというものでもなかつた。つまりこれは、差別される原因をあくまで被差別者がわの文化的特徴にもとめる発想でしかなく、消去の対象も被差別者がわの文化だけであったのだ。さらに、そのいっぽうで、沖縄人が「標準語」など差別するがわの、つまり日本人の文化を身につ

け、彼（女）らに同化することによって差別を解消しようという発想でもあった。このような戦略を「同化主義」とよんでおこう。

また、この場合の文化的差異とは価値序列をともなった差異でもあった。すなわち、「標準語」にたいする「方言」が劣位に価値づけられるように、沖縄人の文化は「劣等性」を付与されていたのだ。このような劣位の価値づけは、差別を正当化する根拠にもなつたであろうし、「文化的差異があれば差別されて当然」ということを強化したであろう。

さて、具体的に「同化主義」において実践された方法は、石川准が概念化した「印象操作」「補償努力」「他者の価値剥奪」と基本的に同じものと思われる（石川一九九六、一七二一四）。まず、「印象操作」とは、沖縄人であることを隠す、という方法にあたるだろう。日本人に「なります」ということだ。そのために、本籍地を移すとか改姓することで沖縄人の痕跡を消去することもおこなわれた。だが、仮にそうしたとしても、対面的な状況においては、身体的な文化的特徴を隠すことは難しい。ことばが沖縄人を認知するための標識として利用されたことは前に述べたが、そうであれば、他者とのコミュニケーションはすぐさまこの方法の破綻を招いて

しまう。ことばを発しただけで、沖縄人であることが露見してしまったからだ。したがってこの方法を維持するためには、沈黙するか、コミュニケーションの対象を沖縄人に限定するかしかなくなる。また、自己の文化的特徴の完全消去が仮に可能であつたとしても、自分が沖縄人である（あつた）という現実は消えない。さらに、隠すためにはあらかじめ隠すものを認識していなければならないから、隠そうとするすればするほど自分が沖縄人であることを再認識していかざるをえなくなる。

つぎに、「補償努力」とは、「社会的威信の高い集団への所属を達成するとか能力や資格を身に付けるというよう、価値あるアイデンティティを獲得することで、否定的な価値を帯びた自分を補償しようとする」（石川一九九六、一七三三）ことである。高学歴を取得して官庁や大企業に就職するとか、医者や弁護士になるということもこれに含まれよう。だがすべての人が高学歴を取得できるわけではない。おそらくそれが可能なのは少数派であろうし、社会的経済的にある程度めぐまれていることも前提となるだろう。しかし、読み書きを含めた「標準語」能力さえ身につければ、官庁や大企業は無理でも、一定の上昇移動は可能かもしれない。だが、いずれにしても問題は、あくまで「補償」でしかない以上、どんな

に「補償努力」を積み重ねようとも、沖縄人である現実を消すことはできないということだ。また、「負のアイデンティティを消し去ることができない以上、人は補償努力を永久に続けなければならぬ」（石川一九九六、一七三）。「補償努力」がつづいているということは、「補償」の対象たる沖縄人という自分も消えていないということである。したがって、「補償努力」がつづくかぎり、「補償」されるべきものとしての沖縄人がつねに浮かびあがってござるをえない。つまり、「補償努力」によって身につけた「標準語」等が仮に沖縄人を隠すことがあったとしても、けつして消すことはないのだ。そして、自分のなかから沖縄人が消えない以上、「いつ差別されるかわからない」という不安も消えない。したがって、そのことがさらなる「補償努力」を喚起し、それをつづけるかぎりふたたび不安にならざるをえないといふ悪循環に陥ってしまうのだ。

最後の「他者の価値剥奪」には、沖縄人が他の被差別集団にたいしておこなった差別があてはまる。一九〇三年の「第五回勧業博覧会」において、沖縄、アイヌ、朝鮮、台湾等の人びとが陳列されるといういわゆる「人類館事件」がおこった。これにたいする沖縄人の抗議は、「アイヌや台湾人と同列に扱われるのは大いなる侮辱で

ある」といった内容であった。また、一九七一年には、解放教育の副読本に沖縄人についての記述が掲載されたことにたいして、大阪沖縄県人会が抗議した。いわく、「部落や朝鮮と同じくとりあげられることは許されない」と（金城一九八七、六九）。沖縄人は日本人と同列であるのだから、「部落」「朝鮮」扱いしてはならないということだろう。ここにあるのは、自己に加えられた差別を他のより立場の「弱い」人びとに転嫁することで解消しようという「抑圧移譲の構造」（丸山真男）である。そして、被差別者とは差別者にも転換しうるものだということを示す沖縄人の醜さである。ところで、同化というものが差別者に同化するものとなっていることから、同化によって自己にたいする差別が解消するかにみえた場合があるのかもしれない。しかし、他者を差別する人間になつたとしても、自分にたいする差別がなくなるとはかぎらない。またそれは、自分のために他者を利用する行為であり、自分の価値を高めるはずがないことはいうまでもない。他者を差別するようになるのは、差別者に同化するのだから必然かもしれない。だがそれは、自分を差別するものを免罪するのみならず、自分をも差別者に変え、結果的に、差別構造を強化するがわへと変貌させてしまうのだ。

同化がすすみ文化的差異が解消すれば差別は解消するという発想は、ほぼ常識として沖縄人に共有されてきた。だが、この発想は、前述したように、「差異があれば差別されて当然」ということでもある。それは沖縄人への差別のみならず、沖縄人による他の被差別集団への差別をも正当化したであろう。また、文化的差異が差別の原因だとするならば、たしかに同化は促進される。そして、差異が消去されていき、沖縄人は日本人と変わらなくなるかに見える。同化がすすめば差異はなくなるというのはわたしたちの社会の常識であろう。しかし、仮に表面的に文化的差異が消えていったとしても、同化するがわとうでないがわという差異は依然として存在する。むしろ、このような差異、つまり沖縄人と日本人との非対称性は、同化がすすめばすすむほどむしろ強化されいくのではなかろうか。

リーや解体しないと考えるべきではないか。しかも、同化が沖縄人と日本人との非対称性を強化するということが示唆するのは、同化が排除カテゴリーを強化する可能性ではなかろうか。

ところで、明白な排除カテゴリーとして差別が正当化される存在に「外国人」がある。彼（女）らは、戦時ににおいては「敵」と表象される可能性があり、平和時においてもさまざまな差別的権利制限が当然とされる。そして、その場合、差別の主体となるのは国民国家である。ここまで議論してきた沖縄人への差別の問題もまた、日本という国民国家への併合が出発点であった。

四 国民国家と他者

大田昌秀によると、琉球併合後の日本政府がとった政策には、「沖縄固有の文化は『劣悪』」であり「『遅れていて、程度が低く、したがって唾棄すべきものだ』といふ基本線が貫いて」いたという（大田一九九六、二六二）。換言すれば、日本という国民国家は、新たに獲得した領土に住む人びとに「劣等」「後進的」という定義を付与したのだ。

また、明治日本は、欧米の学問をとりいれることを國家建設の大きな柱にしていた。そのようにして新たに導

入された学問のひとつが人類学である。そして、学問としての人類学もまた、沖縄に一定の定義を付与していく。初期の日本人類学を分析した富山一郎は、つぎのように論じる。

「アイヌ」の「未開」が同じ時間を共有しない他者として設定されたのに対し、「琉球人」の「未開」は「開化」という歴史のなかに配列され、まさしく「開化」しつつあるというプロセスにおいて、「日本人」という自己同一性のなかに受け入れられたのである。いいかえれば分類という技法により、日本の領土の中に、運命的に変わることのない「未開」と、実践により「開化」しうる「未開」という二つの「未開」が発見されたのである。

(富山一九九四、四五)

ここでは「琉球人」という表記を沖縄人におきかえて議論をすすめることにする。まず、「アイヌ」と沖縄人が「未開」という定義によって見いだされていることに注意しておこう。だが、「分類という技法」が見いだすのは「アイヌ」や沖縄人だけではない。沖縄人が「開化」しつつあるというプロセスにおいて、「日本人」という自己同一性のなかに受け入れられた」ということが

示しているのは、「開化」と定義されるものとして日本人が分類されているということなのである。また、このような定義をくだしたのはけつして神などの超越的存在ではない。定義をくだす主体はあくまで人類学者なのである。だが同時に、けつして「アイヌ」や沖縄人でもないということにも注意しておこう。ならば、人類学者とはいつたいだれなのか。

この場合の人類学者は、けつして「アイヌ」や沖縄人でもない。富山が別の箇所で述べているように「『日本人』という自己同一性は、『アイヌ』や『琉球人』という客体に設定された徵候をとおしてしか確認されない」とするならば、この場合の人類学者が日本人に自己同一化する人間であることは明白であろう(富山一九九四、三九)。また、自己が「他者の『残余』」(鄭一九九六、一三)、あるいは「他者を経由した反照」(酒井一九九六、四四)として発見されるとするならば、他者が存在しなければ自己を知ることもできないということになる。このことは、「『日本人』という自己同一性」をたちあげるために他者が必要であったということを示唆する。つまり、「アイヌ」や沖縄人のような定義を必要としたのはけつして彼(女)ら自身ではなく、「『日本人』という自己同一性」こそがそれを必要としたのだ。

その意味で、人類学とは日本人というアイデンティティを生みだすひとつの技術であつたともいえよう¹⁾。

だが問題は、「アイヌ」や沖縄人が彼（女）らに付与された定義を拒否する可能性はないのかということである。とくに、「劣等」「後進的」「未開」などの差別的な定義であればなおさらそのような疑問が生じる。つまり、「アイヌ」や沖縄人が定義する主体となる可能性を排除することはできないのだ。にもかかわらず、日本人のみが定義する主体であつたとするならば、それを拒否する「アイヌ」や沖縄人の声があらかじめ封じられていなければならぬだろう。ここでは、そのような力を「定義する権力」とよんでおこう。そして、もし日本人のみが定義する主体であるならば、日本人とは「定義する権力」の別名である。

ところで、沖縄人が定義される客体となつたのは、日本という国民国家への併合後のことである。国民国家とは、より簡明な表現では「一民族一国家」を理念とする国家であるが、アーネスト・ゲルナーは、その成立にはナショナリズムが不可欠だとする。ゲルナーによると、ナショナリズムとは民族・文化的境界と政治的境界（国境）が一致すべきとする政治的正当性の原理・運動のことである（Gellner 1983, 1）。換言すれば、国民国家

とは、その内部に文化的な均質性・同質性をもとめる国家体制であるということであろう。だが、文化および民族と国家の境界が一致しないことはむしろ普通のことであつて、忠実に「一民族一国家」を実現したという意味で「国民国家」と主張できる国家はひとつも存在しない」（Gellner 1983, 1）。もちろん日本も例外ではない。しかし、そのような事実を覆い隠すほど重要なことは、「一民族一国家」への運動が現在も継続しているということであり、それこそが国民国家を維持・存続する大きな力となつてゐることだ²⁾。いいかえると、国民国家が存続しているかぎり、均質化・同質化への圧力が止ることはないのだ。とするならば、国内に存在する文化的異質性が抑圧されるのも当然である。つまり、沖縄人にもとめられた同化も、国民国家がめざす同質化の一環だったと考えることができるだろう。

そしておそらく、そのような同質化によってつくられるのが国民といふものであろう。ならば、日本人といふ國民も明治以前には存在しなかつたと考えができる。なぜなら、それ以前には同質化の運動がほとんど存在しなかつたのだから。つまり、国民国家あるいは「ナショナリズムが国民を生みだす」（Gellner 1983, 55）のであって、国民が国民国家を生みだすのではない。國

民とは国民国家によってつくるものなのである。

「国民がつくられたものである」といふことは、ベネディクト・アンダーソンの「国民とはイメージとして心に描かれた想像の政治共同体である」ということばでおきかえることもできよう。つまり、国民とは、まさにわたしたちの想像力がつくりだす「共同幻想」（岸田秀）としても理解可能なのだ。そのとき、ひとりひとりの心のかにあるのは、国民的同質性という幻想である。アンダーソンの国民の定義をつづけよう。

国民は「イメージとして心の中に」想像されたものである。というのは、いかに小さな国民であろうと、これを構成する人々は、その大多数の同胞を知ることも、会うことも、あるいは彼らについて聞くこともなく、それでいてなわ、ひとりひとりの心の中には、共同の聖餐のイメージが生きているからである。（Anderson 1983 = 一九八七、一七）

また、国民国家が「標準語」の普及等ことばにこだわる理由も、「それが想像の共同体を生み出し、かくして特定の連帯を構築するというその能力にある」（Anderson 1983 = 一九八七、二一九）。そして、國

民をつくるということでアンダーソンが重視するのは印刷・出版された言語の普及である。そのため人にびとの「標準語書き」とば」を読み書きする能力が必要となるのはいうまでもない。国民がそのようにして想像されつくられるとするならば、国民とは事実上読み書き能力をもつ人びとのことを意味するであろう。そうなると、読み書きできないことは「非」国民を表してしまうのであり、「外国人」のようにさまざまなる差別的待遇が正当化されてしまうのである。いいかえると、「内なる外国人」がつくられてしまうのだ。

だが、このように考えると、言語にかんしてはだれもがもともと「外国人」なのだと可能性もまた浮き彫りになる。「標準語」や書きことばを最初から身につけている人などどこにもいない。それどころか「方言」ですら生まれつきのものではない。ことばとは、自己の内部にもともと存在するものではなく、つねに他から与えられるものなのだから。つまり、「人間は言語に対してつねに外人であり、すべての言語は人にとって外国語でしかない」（酒井一九九六、一九）ということだ。そう考へると、書きことばをぶくめて、わたしたちがことばを身につけるということとも、「外国人」が日本語をおぼえることとあまり変わらないということにならないか。

その意味で、ことばを身につけるということは、自己の「外国人性」を消去していく営みだといえるのかかもしれない。

ところで、国民国家において「外国人」はなぜ差別されるのだろうか。この問には、酒井直樹がひとつの答えをだしている。「差別は、その原因是多くの場合移民や少数民族にあるのではなく、差別する側の自らの民族的同一性や国民的同一性を表象するために必要となるのである」（酒井一九九六、四四）。「外国人」とは、日本人という国民的アイデンティティをたちあげるために必要なのだ。この点は、前述した「アイヌ」や沖縄人が定義される客体となつたこととも重なるであろう。つまり、日本人というアイデンティティのために必要な他人は、なにも国境の外だけにとめられるのではないのだ。事実上の「外国人」は国内でも調達できるのであり、沖縄人への差別も日本人という自己同一性を確定するために行はされたのである。とするならば、日本人あるいは国民的アイデンティティとは、他者を必要とし、他者を差別することによって成立する、と考えることがで

いう議論は、国境のみならず自己という境界内にも「外国人」が存在する可能性を示唆する。そして、そのような自己の「外国人性」を「標準語」等を身につけることによって消去することが、わたしたちが同質的な国民となるひとつの方針なのだと考えられないか。また、そう考えると、わたしたちが「外国人」を差別するという場合、自分の「内なる外国人」を差別することをも意味してしまうのではないだろうか。いいかえれば、それは、自分で自分を差別する行為であり、その意味で、「最もキツイ差別」のひとつとなるであろう（鄭一九九六、一二）。最後に考えたいのはこの問題である。

五 沖縄人の誕生

近代初期において、「劣等」「後進的」「未開」といった定義が日本人に自己同一化するものによって沖縄人に付与されたことは前節で述べた。だが、沖縄人は「同化主義」をも実践してきたのであった。その意味で、日本人に自己同一化するものとは、沖縄人のことでもあるのだ。「同化主義」とは、みずから文化的特徴を消去し、同時に日本人の文化的特徴を身につけていくことであつた。それは、差別からの解放を目的とする戦略でもあつたのだが、その根底には差別される原因をあくまで自己

言語にかんしてはだれもがもともと「外国人」であると

きるだろう。

だが、問題はそれだけにとどまらない。前に述べた、

の文化的特徴の「劣等性」にもとめる発想があつたのである。「このとき、差別者の差別にたいする責任と原因は一切問われていない。それどころか、「真理」は差別者こそが有するというかたちになっているのだ。なぜなら、そもそも差別される原因と考えられた沖縄人の「劣等性」とは、差別者が付与した定義にほかならないからだ。そして、それを疑わなかつたからこそ同化という選択が可能となつたのだろう。また、「真理」は差別者こそが有するとするならば、差別されるのはそもそも自分のほうが悪いからだとということになる。「自分が劣等だから差別され当然だ」と。だが、それは本当だろうか。沖縄人は本質的に「劣等」「後進的」「未開」なのだろうか。

前節では「もし日本人のみが定義する主体であるならば、日本人とは『定義する権力』の別名である」とも述べた。ならば、日本人に同化することとは、自己の内部に「定義する権力」をとりこむことをも意味するであろう。「定義する権力」は、他者を一方的に定義する。ここで注意したいのは、鄭嘵惠が指摘するように、「・他者を一方的に分類・規定する・という行為は、分類する側に『普遍』『権威』『正当』の位置を与えていき、そこに権力を握らせる。よって、・他者を一方的に分類・

規定する・という行為は、まぎれもなく差別行為である」ということである（鄭一九九六、一五）。沖縄人が自己に付与された「劣等」「後進的」「未開」という定義を拒否する可能性を封じる力、それを前節で「定義する権力」とよんだのだった。その力は、「劣等」「後進的」「未開」という定義がまさに「普遍」「権威」「正当」となるところに発生するのだ。

さらに、「定義する権力」の権力たるゆえんは、それがミシェル・フーコーのいう「真理の生産」にかかるところにあるのであり、「真理は権力の外にも、権力なしにも存在しない」のだ（フーコー一九九七、九四五）。「劣等」「後進的」「未開」という定義は「普遍」「権威」「正当」であるだけにとどまらない。それが「普遍」「権威」「正当」であることが「真理」にまで「格上げ」されることによって、今度は「真理」という名の暴力が猛威を奮うことになるのだ。ここにおいて、「劣等」「後進的」「未開」という定義を拒否する声は沈黙へと追い込まれ、その定義が疑われることもなくなつていく。

ところが、そのような定義を拒否する声が封じられているというまさにそのことが示しているのは、その定義が恣意性を免れていないという事実である。少なくとも

「客観的」であるためには、観察され分類されるがわの声がその定義に反映されなければならないはずだ。いいかえると、定義されたものの批判によって反証されていなければならない。それがあらかじめ排除されていることが、この場合の定義に含まれる問題点なのだ。したがって、沖縄人に付与された「劣等」「後進的」「未開」という定義は、沖縄人の本質ではないし、ましてや「客観的事実」とよべるものでもさらさらない。むしろそれに、「捏造」ということばこそが妥当するであろう。

同化とは、このような「事実を捏造する」権力をも自己に内部化することである。だとすれば、「日本人のみが定義する主体である」という日本人の「捏造された」特権性もまた、沖縄人の内部で正当化され固定化されていくであろう。それは、ひとつには、沖縄人が日本人への「劣等感」や「無力感」を感じていてそれを促したと思われる³⁾。だが、このことはある実践を促す契機をもららんでいる。同化がまさにこの特権性を有するところの日本人への同化である以上、それは沖縄人が他者を差別する権力主体となることをも含意する。そしておそらく、「アイヌ」「朝鮮人」「部落」を差別した沖縄人は、それを当然の行為と思っていたであろう。それは、他者

への差別行為が彼（女）らにとって「普遍」「正当」で、しかも「真理」と感じられていましたからこそ可能になったことではないだろうか。「劣等感」にさいなまれながらも他者を差別することによってからうじて自己の安定を保つ、というのはしばしば指摘されてきた沖縄人像である。そして、この像に見なければならないのは、「捏造された真理」の暴力性である。それを「真理」とすることによって、自己は暴力の主体へと変貌をとげるのだ。

だが、差別する主体となるということは、他者を差別する主体となることのみを意味しているのではない。同化とは、自己に付与された「劣等」「後進的」「未開」という「捏造された定義」をも、自己にとっての「真理」としていくプロセスである。それは、自己の内部に自己をも差別する権力主体が形成されていくプロセスともいえるのではないかだろうか。いいかえると、自己の内部に「お前は未開だ、劣等人間だ」と宣言する自己が生まれるということである（野村浩也一九九七）。これは、自分にたいする差別発言であり暴力であろう。だが、ここにおいて、被差別者は差別の共犯となっているということにこそ注意を傾けるべきであろう。差別は被差別者にたいして外部から行使されるだけではない。被差別者の内部にも差別は形成されていくのであり、それが差別

構造を強化していくのだ。そして、そうであるからこそ、沖縄人が実践した自己の文化的特徴をみずから手で消去するというまさに自分で自分を差別する行為、自己にたいする暴力行為が可能となつたのであろう。

さらに、ここで見落としてはならないのは、自己が分裂しているという事態である。つまり、「お前は未開だ、劣等人間だ」と宣言する自己と、そう宣言される自己といふ二つの自己が、自己というひとつの境界内に生じているということだ。あるいは、「差別する自己」と「差別される自己」といってもいいだろう。このように分裂した自己とはいつたまうのだろうか。

この問題を考える緒のひとつは、前節で引用した富山の「日本の領土の中に、運命的で変わることのない『未開』と、実践により『開化』しうる『未開』という二つの『未開』が発見された」（富山一九九四、四五）という議論にあると思われる。だが、「未開」はたんに「領土の中」に存在するのではない。分類され定義をくだされたのはあくまで人間なのであり、その意味で、「未開」とはそう定義された人間ににおいて存在していくのである。このことは、「未開」がある個人に内在するという把握にむすびつくであろう。つまり、沖縄人にとっての「未開」も、自己の内部に存在することが前提とされること

になるのだ。そして、だからこそ、文化的特徴が沖縄人を示す標識とみなされたのであろう。しかし、なぜそれが消去の対象とされねばならなかつたのか。おそらく、これこそ「運命的で変わることのない『未開』」ということばがあつてはまるものであつたからではなかろうか。そして、変化しないからこそ消去の対象となつたのではあるまいか。

だが、そもそも同化を実践しなければ「運命的で変わることのない『未開』」を示す文化的特徴も発見されることはない。酒井直樹は、「どんなに努力しても、人が西洋人にはなり得ない原因となつている身体の中に蓄積した文化的歴史的出自が自覚されるのは、『西洋人になれ』『西洋の規範を身に付けよ』という命令においてである」と指摘する（酒井一九九六、一九）。これと関連することとして、前に議論した同化の実践方法としての「印象操作」「補償努力」を思いおここう。自分が沖縄人であることを隠すことが可能となるには、隠すに先だって隠す対象としての沖縄人を認識しなければならないだろう。「補償努力」をおこなうためには、「補償」されるべき自己の「沖縄人性」を認識していなければならぬ。だがこれらは、同化しなければならないということがあつてはじめて生じる事態なのだ。つまり、

「『日本人』になる」（富山一九九〇）という実践がなされないかぎり、沖縄人が意識されることもないのだ。ここからいえることは、同化こそが沖縄人を誕生させたのではないのかということである（野村浩也一九九七）。

しかし、このような「運命的で変わることのない『未開』」としての沖縄人は、誕生の瞬間から消去されることは運命づけられていた。つまり、消去という目的のために生みだされたといつても過言ではないのだ。そして、そのような沖縄人を発見し、消去の主体として登場するのが「実践により『開化』しうる『未開』」であろう。この場合の「実践」にあてはまるのは、文化的特徴の消去という行為であろうし、それは「『日本人』になる」という行為でもあった。また、「開化」と定義されるものとして日本人が分類されているという議論も前にした。だとすれば、「『日本人』になる」という同化のプロセスは、「未開」が「開化」に変化するプロセスだと理解されるかもしれない。だが、日本人を「純粹」に「開化」として理解することはできないのである。なぜなら、日本人もまた、西洋から「未開」として見いだされたものにはかならないからだ。さらに、日本人もまた、「『西洋になれ』『西洋の規範を身に付けよ』という命令」

が誕生させたものだと考へるならば、「実践により『開化』しうる『未開』」とは、沖縄人であるよりも、むしろ日本人を意味するのではないだろうか。

そして、日本人もまた、自己の内部に「運命的で変わることのない『未開』」を発見し、それを消去しつづけてきたのではないか。前に述べたような、「標準語」の習得と「方言」の抑圧・排除もこの文脈で考へられるべきであろう。そして、このプロセスこそ日本人という国民をつくるプロセスではなかつたか。

ところで、沖縄人とよばれる人びとは、過去ではなく、現在に生きる存在である。それは、同化という歴史的出自を有する存在であるが、日本という国民国家の内部にいる以上、同化は現在も継続中と考えるべきであろう。このことは、今を生きる沖縄人もまた分裂した自己であることを示唆しているのではないか。同化が継続しているということは、「実践により『開化』しうる『未開』」が日々自己の内部にとりこまれ、それによって「運命的で変わることのない『未開』」もまた発見されつづけているということを意味する。そのような自己とは、絶え間なく変化しつづける自己であろう。また、このことは、「差別する自己」と「差別される自己」が自己の内部で闘争を展開しているということを意味する。そのように

分裂した自己に、たとえば「純粹な沖縄人」を見いだすなどということは不可能である。沖縄人が同化から生まれたとするならば、それはそもそも「不純」なものとしてしか存在しえなのだ。

しかし、沖縄人の「沖縄人性」は、今後も文化的特徴として発見されていくのかもしれないし、そのことに「純粹な沖縄人」などの定義を付与する衝動も生じてくるかもしれない。だが、それのみが沖縄人なのでないことはいうまでもないし、そうすることは「捏造」でしかないはずだ。分裂し、たえず変容し、闘争が展開される「不純」な自己こそ沖縄人としかよびようのない自己なのであり、そのような自己に一定の定義を付与することなどなどだい不可能なことなのだ。

注

1) このような学問が内包する問題は村井紀によつても指摘されている。村井は、柳田国男をはじめとする日本民俗学に「南島イデオロギー」という政治性を見いだす。「『南島』は同質的な『日本』という作為された『政治』的な神話（イデオロギー）を作り出す役割を担わされているように思われる。実際の沖縄とは別

に『原日本』として見いだされる『南島』は、自己同一的な『日本』を作り出すために差異として指定され、馴致され、鑄型に流し込まれて見いだされている」のであり、「同質的な『日本』を固定するための微妙な差異として、まともつともリスクの少ない、安全な『比較』対象として固定されるのである」（村井一九九五、一三）。

2) 吉野耕作は、ナショナリズムを「ナショナル・アイデンティティとネーションの創造をめざす『創造型』ナショナリズム、既にネーションとして成立、定着している状況でナショナル・アイデンティティの再構築強化、促進を志向する『再構築型』ナショナリズムに理念型的に分類」し、後者の例として、日本の場合、戦後おびただしく刊行された「日本人論」のテクスト群を重視する（吉野一九九七、五三、二三六—五九）。とにかく、ナショナリズムの同質化の運動が現在も継続しているという議論にかんして、この「『再構築型』ナショナリズム」という視点は有効であろう。また、吉野の議論の批判的進展を試みたのが、ましこ・ひでのりの論考である。吉野が「『再構築型』ナショナリズムにおいて「日本人論」を重視するのにたいし、ましこ・ひでのりは「人口のほとんどが通過する空間」である学校教

育をとおして毎年「ベストセラー」となつていく「教科書」を重視する。とくに、「人口の大半が、体系的な通史を経験する空間は、初等／中等教育段階以外にない」といふことからいふと、「日本史」教科書のナショナリズムとしての役割は絶大である。それは事実上「日本人論」よりも強力な「日本人論」なのであり、国民的同質化におよぼす影響力は今後広く議論されていくべきである（まし）一九九七、一一一五—三五）。

3) 大城立裕は沖縄が「日本復帰」する直前に「ヤマトにたいする卑小感、劣等感、疎外感をどう克服するか」ということが、七〇年代の沖縄にとって一番大きな問題のひとつであると與ねられる」と書いている（大城一九七七、四五）。日本人にたいする「劣等感」は、ながく沖縄人を呪縛してきた問題なのである。

吉川弘文館

鄭 瞳恵 一九九六、「アイデンティティを超えて」井

上俊他編『差別と共生の社会学』岩波書店

江原由美子 一九八五、『女性解放という思想』勁草書

房 ミシェル・フーコー 一九九七、「真理と権力」桑田禮

彰・福井憲彦・山本哲士編『ミシェル・フーコー』新

評論

Gellner, Ernest 1983, Nations and Nationalism,

Ithaca, New York: Cornell University Press.

外間守善 一九七七、「沖縄の言語とその歴史」『日本

語一』 方言』岩波書店

石川 准 一九九六、「アイデンティティの政治学」井

上俊他編『差別と共生の社会学』岩波書店

金城 実 一九七八、「沖縄における排外と解放」『新

日本文学』三三（九）

岸田 秀一九八一、「ものぐわ精神分析」中公文庫

あしこ・ひでのり 一九九七、「イデオロギーとして

の日本」三元社

村井 紀 一九九五、「増補・改訂 南島イデオロギー

の発生」太田出版

野村一夫 一九九二、「社会学感覚」文化書房博文社

安良城盛昭 一九八九、『天皇・天皇制・百姓・沖縄』

文献

Anderson, Benedict 1983, *Imagined Communities*, London & NY : Verso. (=一九八七、白石隆

・『日々やみ話『想像の共同体』リブロポーネ）

- 野村浩也 一九九七、「日本人へのこだわり」『インパクション』一〇三
- 大城立裕 一九八七、『休息のエネルギー』農村漁村文化協会
- 太田朝敷 一九三二、『沖縄県政五十年』国民教育社
- 比屋根照夫・伊佐眞一編、一九九三、『太田朝敷選集』上巻、第一書房
- 大田昌秀 一九九六、『拒絶する沖縄』近代文芸社
- 酒井直樹 一九九六、「ナショナリティと母(国)語の政治」酒井直樹・ブレット・ド・バリー・伊豫谷登士翁編『ナショナリティの脱構築』柏書房
- 関 広延 一九九〇、『沖縄びとの幻想』三一書房
- 富山一郎 一九九〇、『近代日本社会と「沖縄人」』日本經濟評論社
- 一九九四、「国民の誕生と『日本人種』」「思想」八四五号
- 吉野耕作 一九九七、『文化ナショナリズムの社会学』
- 名古屋大学出版会

